

# **埴町地域まるごと省エネ計画**

**【 埴町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 】**

2021年(令和3年)3月

福島県埴町

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方 .....	3
第1節 計画策定の背景・意義 .....	3
1. 地球温暖化の現状と影響 .....	3
2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向 .....	4
3. 福島県と埴町の地球温暖化対策 .....	5
第2節 計画の基本的事項 .....	6
1. 計画の定義と位置づけ .....	6
2. 計画の期間、基準年度と目標年度 .....	6
3. 計画の対象等 .....	6
第2章 区域の現状 .....	7
第1節 区域の環境特性 .....	7
第2節 区域の温室効果ガス排出状況 .....	8
1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法 .....	8
2. 区域の温室効果ガス排出量の推移 .....	8
3. 部門別温室効果ガス排出量 .....	9
第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計 .....	11
1. 将来推計の考え方 .....	11
2. 温室効果ガス排出量の将来推計 .....	11
第3章 計画の目標 .....	12
第1節 区域の目指す将来像 .....	12
第2節 温室効果ガス総排出量削減目標 .....	13
第4章 温室効果ガス削減・抑制のための取組 .....	14
第1節 基本目標 .....	14
第2節 施策と取組 .....	16
1. 町の施策・事業 .....	16
2. 町民・事業者の取組 .....	20
第5章 重点プロジェクト .....	21
第6章 計画の推進 .....	22
第1節 計画の推進体制 .....	22
第2節 計画の進捗管理 .....	23
資料編 .....	24

# 第1章 計画の基本的な考え方

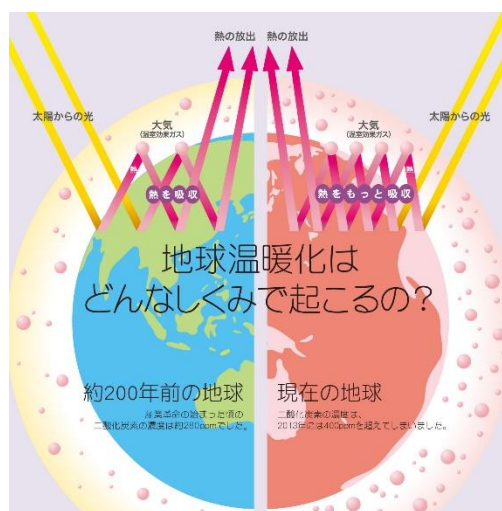
## 第1節 計画策定の背景・意義

### 1. 地球温暖化の現状と影響

#### (1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の第5次評価報告書（2014年）によると、1880～2012年の間に、世界の平均気温は 0.85℃上昇しています。過去 50年の気温の上昇は、自然の変動ではなく、人類が引き起こしたものと考えられており、2100年末には、1986～2005年の平均と比べて、最小 0.3～1.7℃上昇、最大 4.8℃上昇と予測されています。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

#### (2) 気候変動の影響

IPCC第5次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されています。確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、右のようなものが挙げられています。

また、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁共同により、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。

1 海面上昇 高潮 (沿岸、島しょ)	2 洪水 豪雨 (大都市)	3 インフラ 機能停止 (電気供給、医療などのサービス)
4 熱中症 (死亡、健康被害)	将来の 主要なリスク とは？ 複数の分野地域におよぶ 主要リスク 出典) IPCC 第5次評価報告書 WGII	5 食糧不足 (食糧安全保障)
6 水不足 (飲料水、灌漑用水の不足)	7 海洋生態系 損失 (漁業への打撃)	8 陸上生態系 損失 (陸域及び内水の生態系損失)

【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

## 2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向

### (1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球の温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015年（平成27年）12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑える目標も追求することなどを決定しました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、1997年（平成9年）の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国内動向

日本は、2015年（平成27年）7月に、日本の温室効果ガスの排出量を2030年度（平成42年度）に2013年度（平成25年度）比26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出し、「パリ協定」に基づき、2016年（平成28年）5月に、その達成に向けた具体的な取組を定めた、「地球温暖化対策計画」を策定しました

併せて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、その第21条では、地方公共団体が地球温暖化対策に関する計画を策定することを定めています。「地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体自らの事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制等の取組を定めた「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定が定められていることに加え、地方公共団体の自然的社会的条件に応じて、区域全体での温室効果ガスの排出抑制などを行うための施策に関する事項を定め、住民・事業者・地方公共団体の地域が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいくための計画「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することが求められています。

また、2018年（平成30年）6月には、「気候変動適応法」が公布されました。温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。さらに、2020年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする※）、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

※「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味しています。

### 3. 福島県と塙町の地球温暖化対策

#### (1) 福島県の地球温暖化対策

福島県では、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立するという困難な課題に取り組み、解決していくため、2013年（平成25年）3月に「地球温暖化対策推進計画」を改定し、「福島議定書事業」等の取組が進められてきました。さらに2016年（平成28年）3月に「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を改定し、イノベーション・コースト構想、福島新エネ社会構想の具体化など、地球温暖化対策に関連する新たな動きが出てきたことから、2017年（平成29年）3月に「地球温暖化対策推進計画」の再度見直しが行われ、更なる地球温暖化対策に取り組んでいます。

また、福島県は2021年2月に、2050年までに本県の温室効果ガス排出量を実質ゼロにするとの宣言をいたしました。地球温暖化が課題となる中、省エネルギー対策の徹底と再生可能エネルギーの推進を柱に、県民総ぐるみで環境に負荷を掛けない持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、「福島県2050年カーボンニュートラル」の名称で、12月に策定予定の県総合計画に具体的な目標値などを盛り込みを予定しています。

#### (2) 塙町の地球温暖化対策

塙町では、平成31年に「塙町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、町自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、温室効果ガスの排出は、町民・事業者・町、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制のためには、共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。本町の自然的条件や社会的条件のもと、町民・事業者・町の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的に、「塙町地域まるごと省エネ計画～塙町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」をこの度策定しました。

なお、この計画は、2015(平成27)年に国際連合で採択された、「持続可能な開発目標(SDGs)」における目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任、つかう責任」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標15「陸の豊かさを守ろう」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の取組にも寄与するものです。



## 第2節 計画の基本的事項

### 1. 計画の定義と位置づけ

「地域まるごと省エネ計画」とは、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、省エネルギーの取組内容などを明確化し、地域ぐるみでの省エネルギーの取組を推進していくために、福島県内の市町村で策定される計画です。本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条及び第21条に基づく、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとし、本法律に基づき、温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組を推進していくものとしします。

また、本計画は、埴町長期計画、埴町まち・ひと・しごと創生総合戦略等、町の各種計画・事業等との整合・連携を図るものとしします。

### 2. 計画の期間、基準年度と目標年度

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次としします。

計画期間	2021（令和3）年度 ～ 2030（令和12）年度
基準年度	2013（平成25）年度
目標年度	2030年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画などの改定、本町の上位計画の改定などの際には、必要に応じて見直しを行うこととしします。

### 3. 計画の対象等

本計画の対象となる地域は、埴町全域としします。また、対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源CO<sub>2</sub>、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）としします。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）としします。また、その他の温室効果ガスについては、次期計画策定時に対象とする旨検討しします。

図表1 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

## 第2章 区域の現状

---

### 第1節 区域の環境特性

本町の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を検討するにあたって必要となる区域の自然的社会的特性と課題は、以下のとおりです。

#### 1. 自然

- ◎ 埴町は、福島県の南部に位置する、面積211.41平方キロメートルの地域です。町の中心部を流れる久慈川などの河川や、町の東西に広がる山間地など、水と緑の豊かな自然に恵まれています。なかでも、森林が多くみられ、町の面積の約80%を占めています。
- ◎ 気候は、内陸性で、町の中心部付近においては冬の降雪は少なく、夏もあまり暑くないため過ごしやすいのが特徴です。一方で町の南東部では降雪が多く、地区によって大きく異なる特徴があります。

#### 2. 社会

- ◎ 人口は、令和3年1月現在、8,462人（世帯数：3,284世帯）です。近年、特殊出生率は平成17年をピークに減少に転じ、少子高齢化が進むものと見込まれます。また、高齢化と未婚化の傾向により、単独世帯数の増加も懸念されます。
- ◎ 主な産業は、農業や林業及び花きの生産・出荷などがあり、新たな地域づくりの拠点として、ますます期待が高まっています。
- ◎ 交通は、他の大都市圏に比べて、自家用車の利用割合が非常に高く、公共交通機関の利用が低い傾向にあります。一方、次世代自動車の導入比率は高くなっています。町の公共交通機関としては、鉄道、路線バス、タクシーがありますが、JR水郡線は郡山市など町外への重要な交通手段であり、1日に約400人が磐城埴駅を利用しています。路線バスでは、福島交通株が町内で22路線を運行しています。タクシーは、町内に2つの事業所があり、いつでもどこからでも乗ることができる交通手段として利用されています。

#### 3. 環境

- ◎ 町からのごみの排出量、一人あたりのごみ排出量は年々減少しており、リサイクル率が向上しています。
- ◎ 町の事務事業から排出される温室効果ガス排出量は、平成29年度は74t-CO<sub>2</sub>で基準年度である平成25年度から3%減少しています。
- ◎ また、町の所有する5つの建物で太陽光発電設備を導入しています。

## 第2節 区域の温室効果ガス排出状況

### 1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

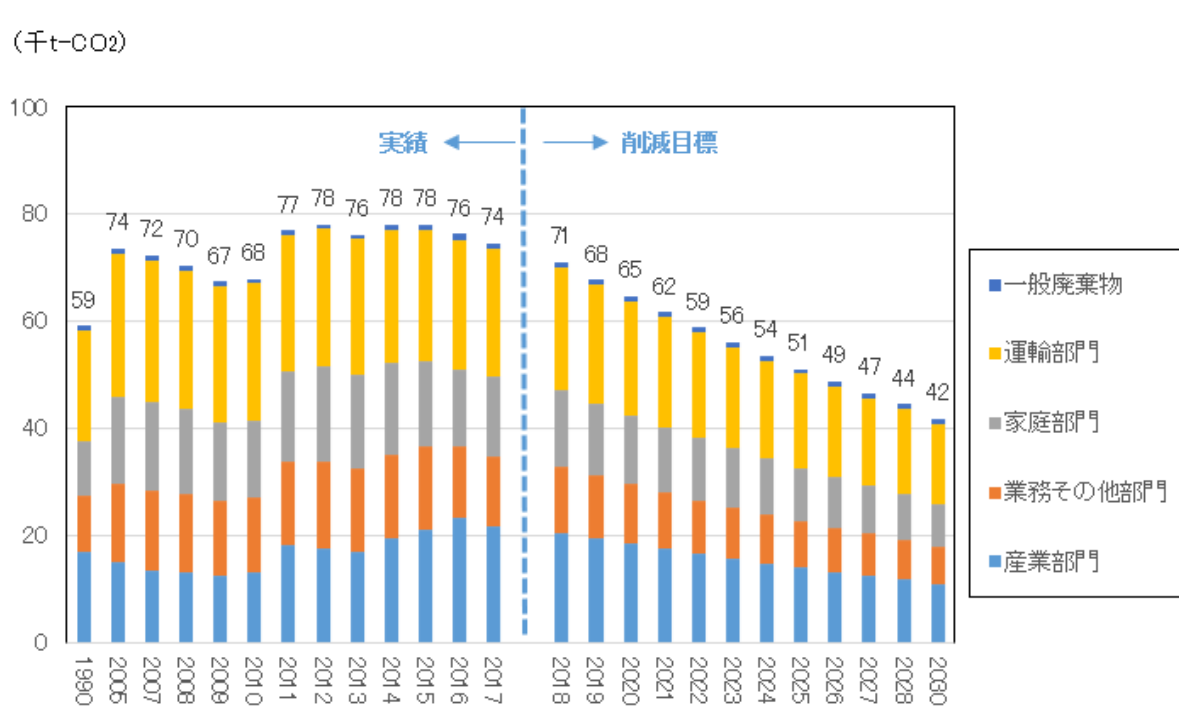
本計画の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO<sub>2</sub> と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出されます。

本町の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の現況推計値」を参照しています。

### 2. 区域の温室効果ガス排出量の推移

本町からの温室効果ガス排出量は、微増減を繰り返しながら推移しており、2015（平成 27）年度以降は減少傾向です。直近の 2017（平成 29）年度の排出量は、74 千 t-CO<sub>2</sub> でした。

図表 1 温室効果ガス排出量の推移



実績値にかかわる出典【環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の現況推計値」】



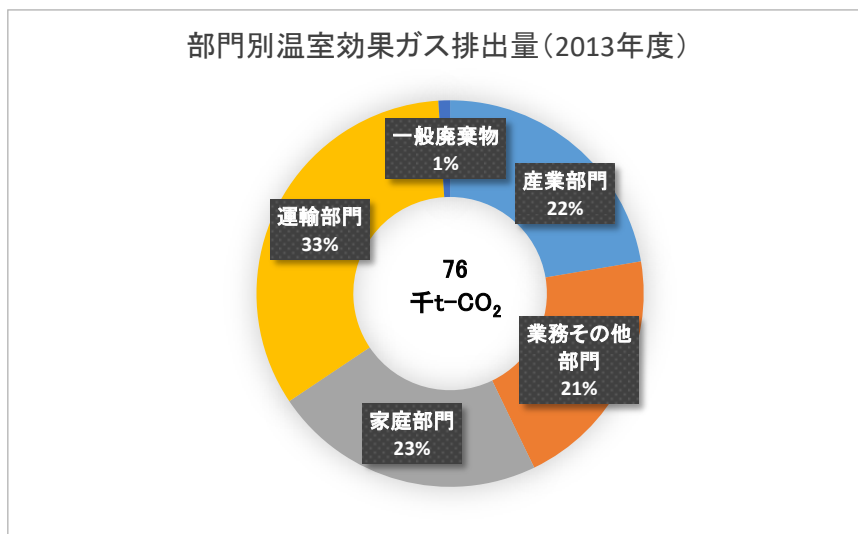
### 3. 部門別温室効果ガス排出量

基準年度である 2013（平成 25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門が 33%、次いで家庭部門が 23%、産業部門が 22%、業務その他部門が 21%、一般廃棄物からの排出量が 1%となっています。

県や全国と比較すると、運輸部門、家庭部門が占める割合が多く、産業部門の割合が少なくなっています。

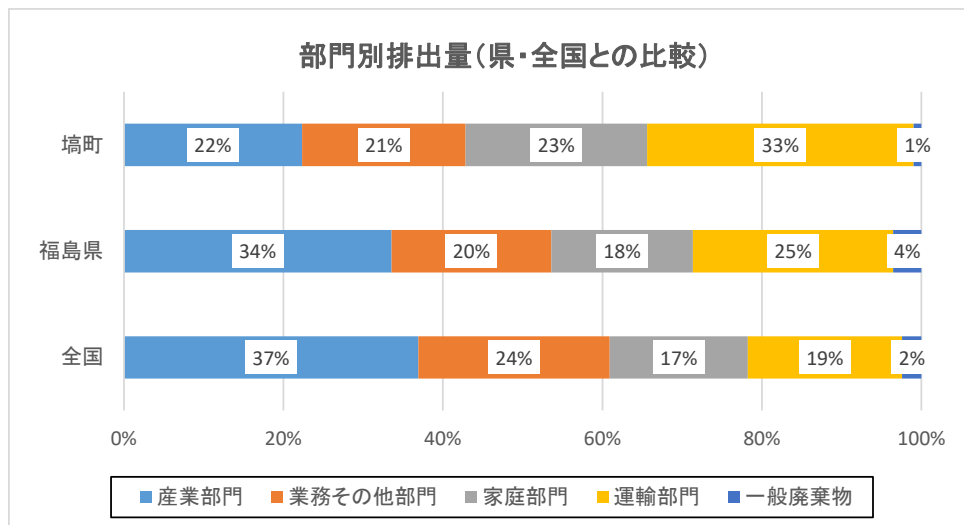
部門別温室効果ガス排出量の推移では、産業部門と廃棄物分野は増加、業務その他部門と家庭部門は減少、運輸部門は微減となっています。

図表 2 2013（平成 25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO2 排出量の現況推計値」】

図表 3 部門別温室効果ガス排出量（県・全国との比較）



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO2 排出量の現況推計値」】

図表4 部門別温室効果ガス排出量の推移

部門等	2013（平成25）年度		2017（平成29）年度		2017（平成29）年度	
	排出量 （千t-CO <sub>2</sub> ）	構成比	排出量 （千t-CO <sub>2</sub> ）	構成比	2013年度比 増減量 （千t-CO <sub>2</sub> ）	増減率
合 計	76.20	100%	74.47	100%	-1.73	-2.3%
産業部門	17.02	22%	21.83	29%	4.81	28.3%
製造業	14.57	19%	18.95	25%	4.38	30.0%
建設業・鉱業	1.42	2%	1.58	2%	0.17	11.8%
農林水産業	1.03	1%	1.30	2%	0.27	26.2%
業務その他部門	15.63	21%	12.98	17%	-2.65	-16.9%
家庭部門	17.34	23%	14.94	20%	-2.39	-13.8%
運輸部門	25.48	33%	23.78	32%	-1.70	-6.7%
自動車	24.73	32%	23.16	31%	-1.57	-6.4%
旅客	10.91	14%	10.06	14%	-0.84	-7.7%
貨物	13.83	18%	13.10	18%	-0.73	-5.3%
鉄道	0.74	1%	0.62	1%	-0.13	-17.2%
船舶	0.00	0%	0.00	0%	0.00	0.0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	0.74	1%	0.93	1%	0.20	26.9%

【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO2 排出量の現況推計値」】

### 第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計

#### 1. 将来推計の考え方

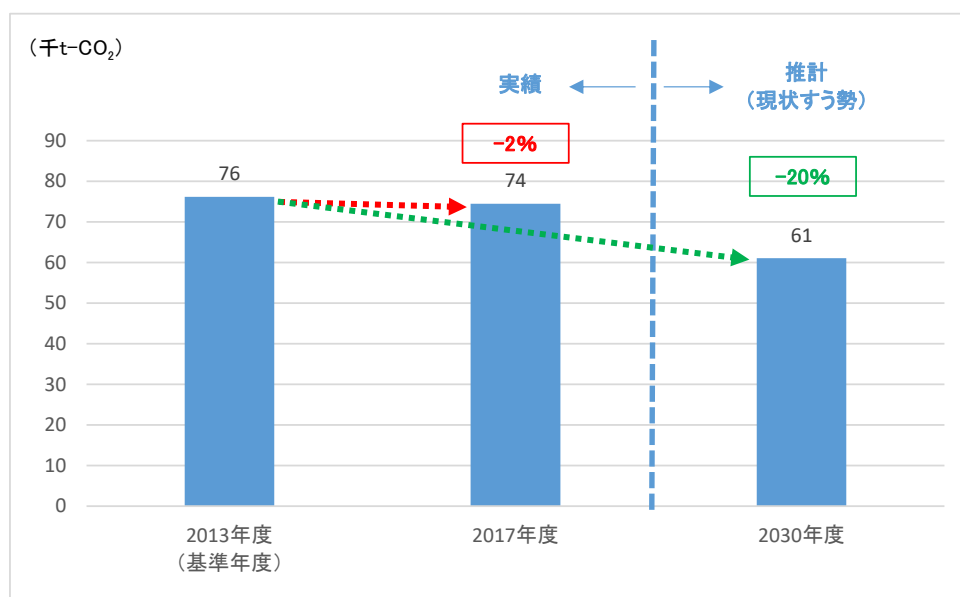
将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合（現状すう勢ケース）の温室効果ガス排出量推計するものです。本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

本町の温室効果ガス排出量の将来推計は、前述の本町の温室効果ガス排出量に、「埴町人口ビジョン及び地方版総合戦略」に示された将来人口推計に基づく人口増加率を乗じて算出しました。

#### 2. 温室効果ガス排出量の将来推計

埴町の温室効果ガス排出量は、2030年度は61千t-CO<sub>2</sub>（2013年度比-20%）と推計されました。今後、埴町では人口減少が予測されており、それに伴い温室効果ガス排出量も減少すると考えられます。

図表5 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）



## 第3章 計画の目標

### 第1節 区域の目指す将来像

本計画においてもこの将来像を目指すとともに、将来像の実現のため、以下の3つの方向性に配慮し、地球温暖化対策に取り組むものとします。

#### 「山水花のまちづくり」

##### 《将来像実現のための3つの方向性》

##### ①山「資源を生かし人と自然が調和する安らぎあるまちづくり」

生活する中でリサイクルの推進による廃棄物の再資源化を増進し自然に配慮した生活をすると共に町内の多くを占める森林を適切に管理し、気候変動による災害の予防及び資源としての利用推進を図ります。



##### ②水「人と人とのつながりで、たすけあい、支えあうやさしさのあるまちづくり」

ハザードマップの周知や自転車の活用の推進を通して、人と人とのつながりを持つことで、万が一の気候変動の際に助け合えるような環境を目指します。



##### ③花「郷土を愛し夢を実現できるまちづくり」

森林などの地域資源の保全・活用を通じた環境保全の取組を行い、将来的にも郷土の風景を保つと共に、愛し続けられる地元を目指します。



## 第2節 温室効果ガス総排出量削減目標

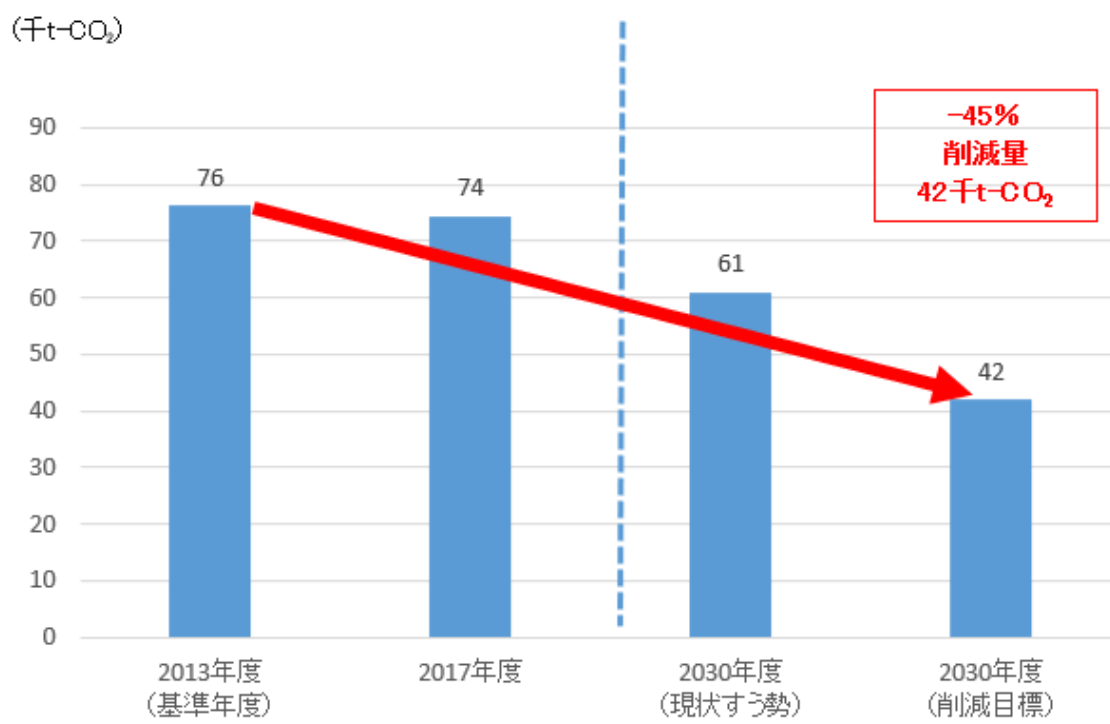
国は「パリ協定」の採択を受け、平成 28（2016）年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「平成 42（2030）年度に平成 25（2013）年度比 26.0%削減」とする温室効果ガス排出量の削減目標を示しました。これを受け、福島県は「基準年度(2013 年度(平成 25 年度))比で 25%の削減を図ることとします。2030 年度には、引き続き取組を継続して推進し、45%の削減を目指すこととする」と目標を定めています。

本町の温室効果ガス排出量の削減目標は、県の目標を踏まえたものとし、また、2050 年までには国の掲げるカーボンニュートラル（二酸化炭素実質排出量ゼロ）を目指します。

### 削減の目安

2030 年度までに、  
2013（平成 25）年度比で **45%**削減

図表6 温室効果ガス総排出量削減の目標



町の温室効果ガス排出量の将来推計では、何も対策を講じない現状すう勢ケースでもある程度の減少が見込まれていますが、目標達成のための取組を次頁以降で示します。

## 第4章 温室効果ガス削減・抑制のための取組

### 第1節 基本目標

本町の望ましい環境像「人と自然が調和した空間づくり」を見据え、将来像実現のための3つの方向性をふまえながら、以下の基本目標のもとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な取組を推進していきます。

#### 基本目標1

#### 再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱や廃棄物処理に伴う廃熱、温泉熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。ただし、メガソーラー発電等の大規模な設備の設置は周囲の自然環境に大きな影響を与えるため慎重に検討する必要があります。

本町の自然的社会的条件に応じて環境に配慮しながら、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の率先導入・活用を行うと共に、区域内において、再生可能エネルギーの利用の促進やエネルギーの面的利用に積極的に取り組みます。

#### 基本目標2

#### 省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減にはエネルギー消費量の削減が欠かせません。行政・事業者・市民が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取組推進にあたっては、省エネ型設備機器の導入等ハード面での取組と日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取組、双方を推進していきます。

#### 基本目標3

#### 低炭素型まちづくりの推進

交通システムは交通量などにより、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、公共交通網の見直し等を行い低炭素型のまちづくりが必要とされます。また、吸収源となる森林についても、吸収率の悪くなった老木を間伐するなど、森林の適切な管理を行っていくことが重要です。

このように、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がることから、町の長期計画、公共施設等総合管理計画等の整合も図りつつ、低炭素型まちづくりを推進していきます。



#### 基本目標4

#### 循環型社会の推進

3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）の取組によるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制のほか、廃棄物発電等による熱回収や、廃棄物焼却施設からの余熱の利活用等により、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減が求められています。

埴町では、東白衛生組合の設備で燃えるごみ等処理しています。連携して廃棄物等を利用した熱等の利活用を推進すると共に、町全体での3Rの取組を推進していきます。

#### 基本目標5

#### 適応策の推進

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出削減等による「緩和策」と気候変動に伴う影響を防止・軽減する「適応策」の2つがあり、共に取り組むべき課題です。局所的な豪雨等による自然災害や農林業・生態系への影響、熱中症対策など多様な取組が必要とされており、また、その影響について適切に把握していくことも重要となります。

気候の変動に伴う影響に対し、影響への備えと新しい気象条件を利用した適応策（ハザードマップの定期的な見直し、猛暑による熱中症防止のための周知、災害に備えた避難所及び備品の整備等）に取り組んでいきます。

#### 基本目標6

#### 多様な人々が取り組む環境づくり

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるようなしくみが必要です。また、低炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます。

このように、取組全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、民間が主体となつての地域経営等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

## 第2節 施策と取組

### 1. 町の施策・事業

#### (1) 施策体系

本町の地球温暖化対策は、以下の体系で実施していきます。

また、本計画に記載された施策・取組のみならず、本町で実施する全ての事業において地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

将来像	
「人と自然が調和した空間づくり」 ～山水花のまちづくりの理念に基づき、人と自然が共生する環境整備の推進～	
基本目標	施策
1. 再生可能エネルギーの導入・利用促進	①再生可能エネルギー等の普及促進
	②バイオマス発電等の啓蒙推進
2. 省エネルギーの推進	①町の省エネルギーの推進
	②事業者の省エネルギーの推進
	③町民の省エネルギーの推進
3. 低炭素型まちづくりの推進	①低炭素型車社会づくりの推進
	②吸収源となる森林の保全・活用
4. 循環型社会の推進	①ごみの減量化・資源化促進
	②廃棄物からのエネルギー利用促進
5. 適応策の推進	①適応型農業の推進
	②適応型防災対策の推進
	③適応型健康対策の推進
6. 多様な人々が取り組む環境づくり	①情報交換の場の醸成
	②体験・学習の場の創出



## (2) 施策・事業

### 基本目標1 再生可能エネルギーの導入・利用促進

施策	指標等
①再生可能エネルギー等の普及促進	①再生可能エネルギー設備の導入数
②バイオマス発電の普及推進	②バイオマス発電設備の設置数

#### 取組 ①再生可能エネルギー等の普及促進

- 公共施設への再生可能エネルギーシステムの率先的導入
- 事業者・町民への再生可能熱エネルギーの導入推進
- 再生可能エネルギーのポテンシャル調査
- その他、再生エネルギー（風量発電等）の導入

#### 取組 ②バイオマス発電等の啓蒙推進

- バイオマス発電設備の設置に対する事業者・町民への支援
- バイオマスの燃料のための適切な環境の整備の推進

### 基本目標2 省エネルギーの推進

施策	指標等
①町の省エネルギーの推進	① 町の事務事業からの温室効果ガス排出量
②事業者の省エネルギーの推進	②「福島議定書事業」の参加数
③町民の省エネルギーの推進	③「エコチャレンジ事業」の参加数

#### 取組 ①町の省エネルギーの推進

- 「埴町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組推進

#### 取組 ②事業者の省エネルギーの推進

- 「福島議定書」への参加促進
- 建物の省エネルギー化の促進
- 省エネルギー診断の促進
- BEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の導入促進
- 次世代自動車の導入促進

- エコドライブの推進
- 機器更新時の二酸化炭素排出量の少ない機器の導入促進

**取組**

**③町民の省エネルギーの推進**

- 「エコチャレンジ」への参加促進
- 住宅の省エネルギー化の促進
- うちエコ診断等省エネルギー診断の促進
- HEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の購入促進
- 次世代自動車の購入促進
- エコドライブの推進

**基本目標3**

**低炭素型まちづくりの推進**

施策	指標等
①低炭素型車社会づくりの推進	①公共交通利用者数
②吸収源となる森林の保全・活用	③森林経営活動の実施された面積

**取組**

**①低炭素型車社会づくりの推進**

- 自転車利用の促進
- 公共交通路線の見直し
- 自転車走行空間の確保推進

**取組**

**③吸収源となる森林の保全・活用**

- 新陳の間伐等の整備の推進
- 木材の利用等の森林経営活動の促進
- 植林活動の促進

## 基本目標4

### 循環型社会の推進

施策	指標等
①ごみの減量化・資源化促進	①一人当たりのごみ排出量、資源化率
②ごみ焼却施設の廃棄物再資源化の推進	②ごみ焼却施設における再資源化量

#### 取組

##### ①ごみの減量化・資源化促進

- 家庭ごみ・事業系ごみの分別指導と啓発の促進
- 食品ロス等を減らす取組の推進
- 減量化・再使用・資源化の取組の推進
- 未分別品目の再資源化の検討

#### 取組

##### ②ごみ焼却施設の二酸化炭素の減量

- 市民のごみのリサイクル率向上に伴うごみ焼却施設の廃棄物再資源化の推進

## 基本目標5

### 適応策の推進

施策	指標等
①適応型農業の推進	①防犯・減災型農業用施設整備数
②適応型防災対策の推進	②対策の実施件数
③適応型健康対策の推進	③熱中症患者の数

#### 取組

##### ①適応型農業の推進

- 気候変動に応じた農業技術の情報収集、啓発の推進
- 防災・減災に考慮した農業用施設の整備推進
- 農地の多面的機能の維持

#### 取組

##### ②適応型防災対策の推進

- ハザードマップの作成・周知
- 治山・治水対策の推進
- 防災に関する情報の提供の推進

#### 取組

##### ③適応型健康対策の推進

- 熱中症予防の啓発と注意喚起
- 感染症等の予防・対策推進

施策	指標等
①情報交換の場の醸成	①地球温暖化対策のイベント実施回数
②体験・学習の場の創出	②環境講座実施件数

## 取組

## ①情報交換の場の醸成

- 地球温暖化対策の情報提供の推進
- 地球温暖化対策の発信方法の検討
- 町民・事業者・町の情報交換の場の醸成

## 取組

## ②体験・学習の場の創出

- 環境教育・学習体験の推進
- 環境教育・学習講座の実施支援
- 地球温暖化対策を担う人材育成の促進

## 2. 町民・事業者の取組

町民・事業者は、町の施策・事業に伴うそれぞれの取組を自主的に推進していきます。

## 第5章 重点プロジェクト

### プロジェクト1 森林整備と木材利用の推進

町土の約80%を森林が占めており、森林は、光合成により二酸化炭素を吸収し、炭素を固定し、地球温暖化防止に重要な役割を果たしているだけでなく、水源の涵養や土砂災害防止、保健休養の場の提供など多面的機能を有していることから、森林を適切な状態にするために、森林施業（更新、保育、間伐、主伐）を計画的に推進します。また、炭素を貯蔵する木材の積極的な利用を図ることは、化石燃料の使用量を抑制し、CO<sub>2</sub>の排出抑制に資するとともに持続可能な森林経営に寄与することから、公共建築物における地域材を利用した木材化、木質化の推進を検討します。

### プロジェクト2 埴町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組強化

埴町が行う事務事業に関して温室効果ガスの削減を定めた「埴町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」について、各課と協力・連携し取組みを強化します。町民や事業者への率先垂範となるべく、職員1人ひとりが省エネ・省資源に取り組むほか、設備の更新にあたっては、省エネ・高効率の設備の導入を推進します。特に空調設備の電力消費量が大きいことから、『「温室効果ガス総排出量」の分析結果』に基づき、財政状況を鑑みながら効率的な空調設備への転換をすすめます。

### プロジェクト3 既存の自動車の次世代自動車等への置き換えの推進

2018年12月1日に気候変動適応法が施行されたように、地球温暖化対策は緩和策（温室効果ガスの抑制）と適応策（気候変動影響に対する自然や社会・経済システムの調整）の両方が必要です。埴町は町内の工業団地内に多くの事業所が存在し、そこから製品などが大型車により運び出されること、町が東西に広いことから各家庭で車が必需品になっていることで、全国平均と比べても運輸に係る二酸化炭素が多い傾向があります。また、町内を公共交通である鉄道（水郡線：ディーゼル車）が通過していることも要因と考えられます。そこで、自動車を所有する町民及び町内の事業所（町内の通過するに公共交通機関含む）への車両の更新の際には炭素排出量が少ないものへの更新を促すことを検討します。

## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

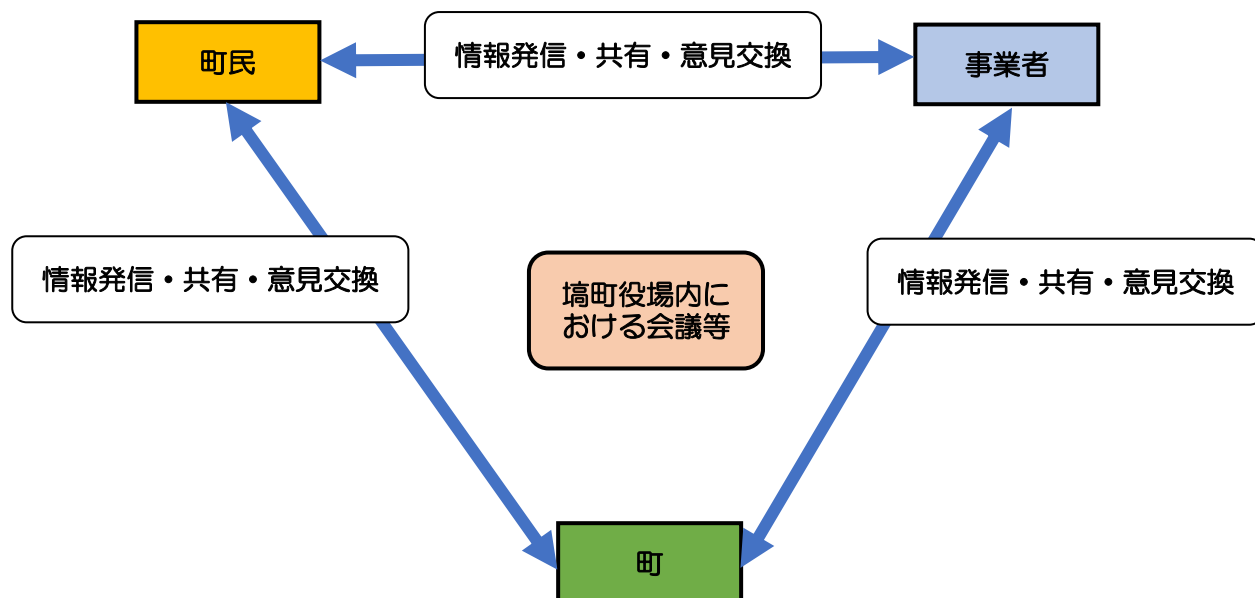
地球温暖化問題は、市民や事業者の日常の生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と決定的に異なります。

地球温暖化問題の解決のためには、町民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、町と連携・協働して各種の取組を進めていく必要があります。

このため、本町は、環境施策をともに進めていくパートナーとして、町民や事業者と情報交換を行いながら計画を推進していきます。この他、様々な市民団体などの活動も合わせて支援し、多くの団体が連携・協働して各種の活動に取り組んでいくことができるよう体制づくりを進めていきます。

推進体制は、埴町庁議に付帯して進捗を内部管理するとともに、適宜事業の推進を図っていきます。

図表7 推進体制図



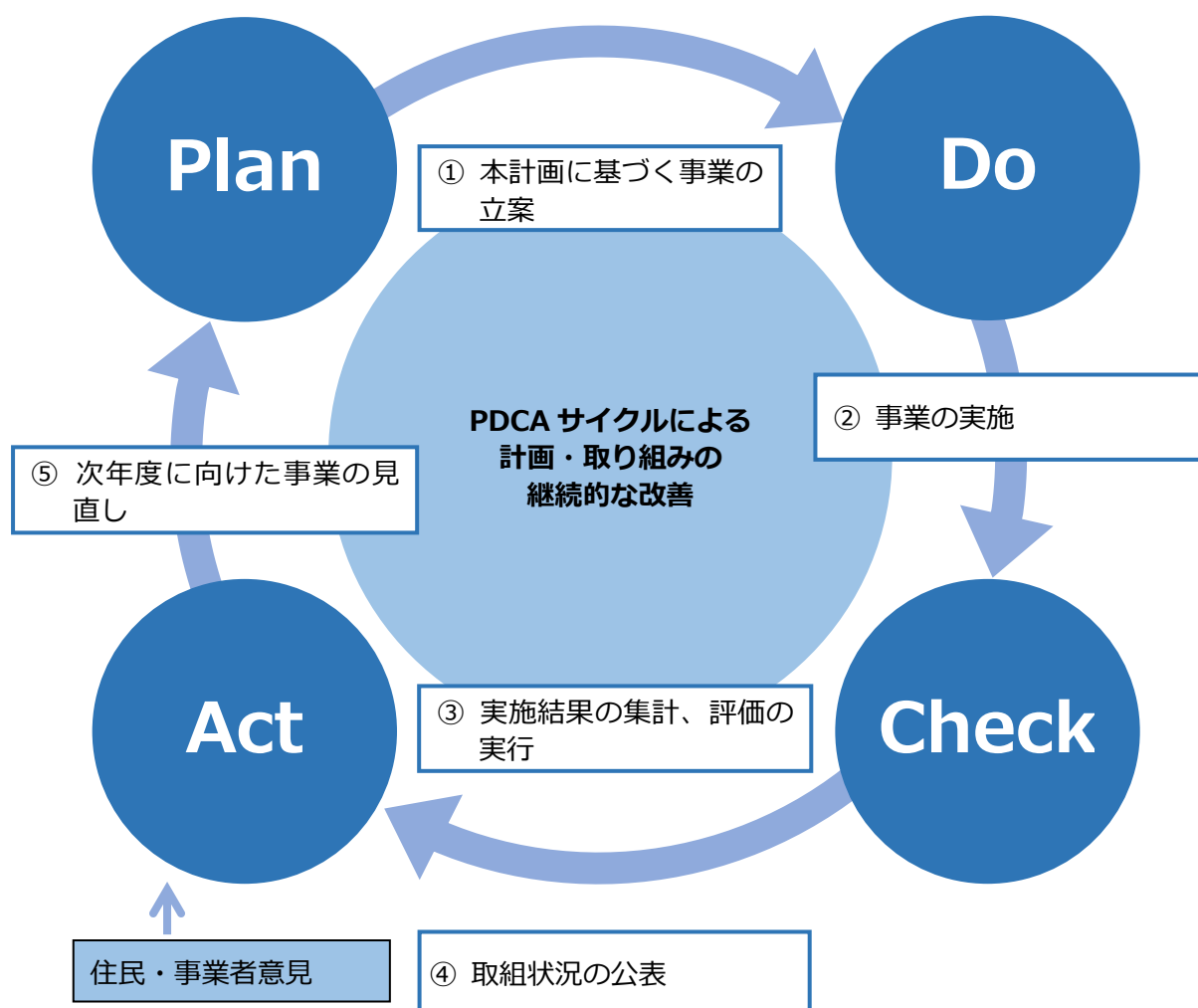
## 第2節 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図り、町民・事業者・町の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返すPDCAサイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施していきます。

さらに、本計画書と計画の取組状況について、公表・周知をしていきます。

### PDCA サイクルによる計画の進行管理



## 用語説明

---

### あ行

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

#### エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

#### 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCS）、パーフルオロカーボン類（PFCS）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類としている。

### か行

#### カーボンニュートラル

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になることを指す。本計画では、事業所や家庭などが排出するCO<sub>2</sub>を省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用によって「排出」を削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護、排出権の購入といった「吸収」によって正味でゼロにする取り組みの意味で用いている。

#### 化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼させると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。



また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

## **緩和策**

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

## **気候変動適応法**

気候変動への適応の推進を目的として2018（平成30）年に制定された法律。地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## **吸収源**

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。

# さ行

## **再生可能エネルギー**

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど自然界によって補充されるエネルギー源のこと。

## 省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

## 次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030（令和12）年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

## 持続可能な開発目標(SDGs)

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲット、232のインディケーター（指標）から構成され、地球の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っているのが特徴。

## 生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

## た行

### 太陽光発電

シリコン、ガリウムヒ素、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

### 脱炭素・脱炭素社会

地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めるなど、社

会全体を低炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な世の中が脱炭素社会となる。

## **地球温暖化**

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

## **地球温暖化対策計画**

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。2016（平成 28）年に閣議決定された。

## **地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)**

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP 3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、1998（平成 10）年に制定された国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

## **適応策**

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

## **な行**

### **燃料電池**

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか

排出されないクリーンなシステムである。燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

## は行

### バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

### ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

### パリ協定

2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

## ま行

## ら行

## 英数

## BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。COOL CHOICE 運動 2030（令和 12）年度の温室効果ガスの排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」を促す取り組みである。

## COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

## HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理するシステム。

## IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。1988（昭和 63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

## SDGs

→持続可能な開発目標（SDGs）を参照